

議案第 49 号

羽曳野市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

羽曳野市介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

平成 27 年 6 月 8 日 提出

羽曳野市長 北 川 嗣 雄

提 案 理 由

介護保険法施行令（平成 10 年政令第 412 号）の一部改正に伴い、介護保険料率の算定に関する基準が見直されたことにより、低所得者の保険料軽減強化を行うため、この条例を制定しようとするものであります。

羽曳野市介護保険条例の一部を改正する条例

平成 年 月 日

羽曳野市条例第 号

羽曳野市介護保険条例(平成12年羽曳野市条例第13号)の一部を次のように改正する。

第5条に次の1項を加える。

- 2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成27年度から平成29年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、33,264円とする。

第7条第3項中「第5条第6号イ」を「第5条第1項第6号イ」に、「第5条第6号」を「第5条第1項第6号」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の第5条第2項の規定は、平成27年度以降の年度分の保険料について適用し、平成26年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

羽曳野市介護保険条例 新旧対照表

新	旧
<p>(保険料率)</p> <p>第5条 1 省略</p> <p><u>2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成27年度から平成29年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、33,264円とする。</u></p> <p>第6条 省略 (賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合)</p> <p>第7条 1・2 省略</p> <p>3 保険料の賦課期日後に令第39条第1項第1号イ(同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び(1)に係る者を除く。)、ロ、ハ若しくはニ、第2号ロ、第3号ロ、若しくは第4号ロ又はこの条例<u>第5条第1項第6号イ、第7号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ若しくは第13号イ</u>に該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から令第39条第1項第1号から第4号まで又はこの条例<u>第5条第1項第6号から第13号までのいずれかに規定する者</u>として月割りにより算定した保険料の額の合算額とする。</p> <p>4 省略 以下省略</p>	<p>(保険料率)</p> <p>第5条 1 省略</p> <p>第6条 省略 (賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合)</p> <p>第7条 1・2 省略</p> <p>3 保険料の賦課期日後に令第39条第1項第1号イ(同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び(1)に係る者を除く。)、ロ、ハ若しくはニ、第2号ロ、第3号ロ、若しくは第4号ロ又はこの条例<u>第5条第6号イ、第7号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ若しくは第13号イ</u>に該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から令第39条第1項第1号から第4号まで又はこの条例<u>第5条第6号から第13号までのいずれかに規定する者</u>として月割りにより算定した保険料の額の合算額とする。</p> <p>4 省略 以下省略</p>